

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年6月10日 12時50分ごろ
発生場所	北海道室蘭市追直 ^{おいなおし} 漁港 追直港島防波堤南灯台から真方位315°460m付近 (概位 北緯42°18.6′ 東経140°57.8′)
事故の概要	プレジャーボートとやまは、根掛かりしたアンカーを外そうとして前進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート とやま、5トン未満（長さ5.5m）
船舶番号、船舶所有者等	202-4431北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、海面水温 約12～15℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、‘追直漁港内の釣り場’（以下「本件釣り場」という。）で釣りを行っていたが、風が強くなってきたので急いで帰航しようとして、アンカーとして使用していた‘ロープが接続された重さ約10kgの石’（以下「本件アンカー」という。）を船首側から海底に降ろした状態のまま帰航を開始した。</p> <p>船長は、‘追直漁港島防波堤と人工島との間’（以下「本件出入口」という。）を通過して陸岸が近くなってきたので本件アンカーを揚収しようと思い、船外機を停止してロープを巻き揚げていた際、本件アンカーが根掛かりしていたことが分かった。</p> <p>船長は、本件アンカーの根掛かりを外そうと、船外機をかけて本船を前進させたところ、同船が、ロープに引っ張られて動揺し、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、海に投げ出され、本船の船底によじ登って救助を待ち、来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船によって救助された。</p> <p>船長は、本件アンカーを揚収する作業はそれほど時間がかかることではないので、本件釣り場で本件アンカーを揚収してから、帰航を開始していれば、本件アンカーが根掛かりをすることはなかったと、本事故後に思った。</p> <p>本船は、和船型の船外機船で、FRP製であった。</p>

	<p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は、本事故当時、約12～13mで、本件釣り場付近の水深は、約22～23mであった。</p> <p>ロープは、本事故当時、約32～33m繰り出されていた。</p>
分析	<p>本船は、本件出入口を通過後、本件アンカーが根掛かりし、船長が、本件アンカーの根掛かりを外す目的で前進させたところ、ロープに引っ張られて左舷側に傾斜したことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件アンカーが根掛かりしたのは、本件釣り場において風が強くなり、船長が、急いで帰航しようと思い、本件アンカーを海底に降ろした状態のまま帰航を開始したことによるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件出入口を通過後、本件アンカーが根掛かりし、船長が、本件アンカーの根掛かりを外す目的で前進させたところ、ロープに引っ張られて左舷側に傾斜したため、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、錨等を海底に降ろした状態のまま船を航行させた場合、根掛かりなど不測の事態が生じる可能性があるため、航行を開始する前に錨等を揚収すること。 ・ 船長は、錨が根掛かりした場合、船を前進させて無理に外そうとしないこと。